

I N F O R M A T I O N



# Iwaki Green Stadium

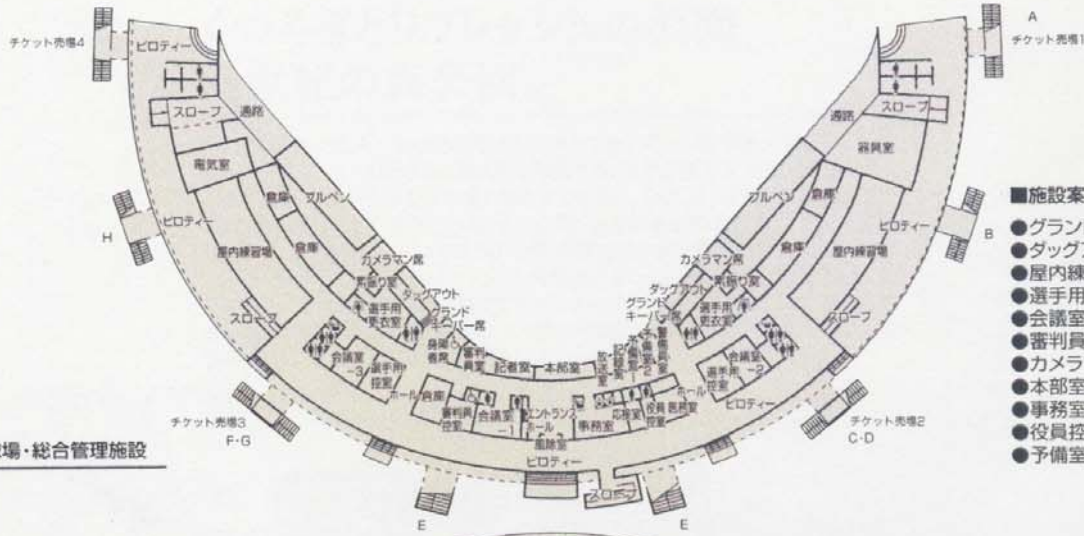
21世紀の森公園【いわきグリーンスタジアム】



IWAKI CITY

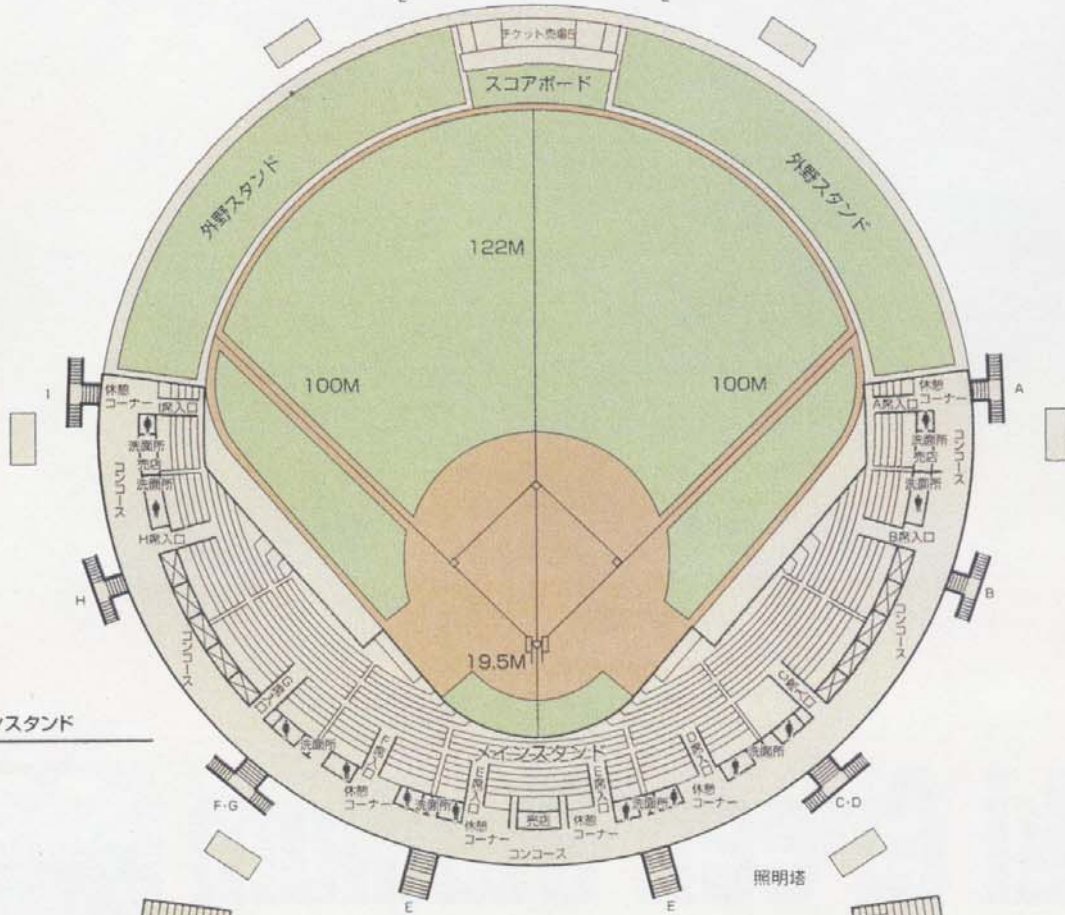
(財)いわき市公園緑地観光公社

# 1F ●野球場・総合管理施設



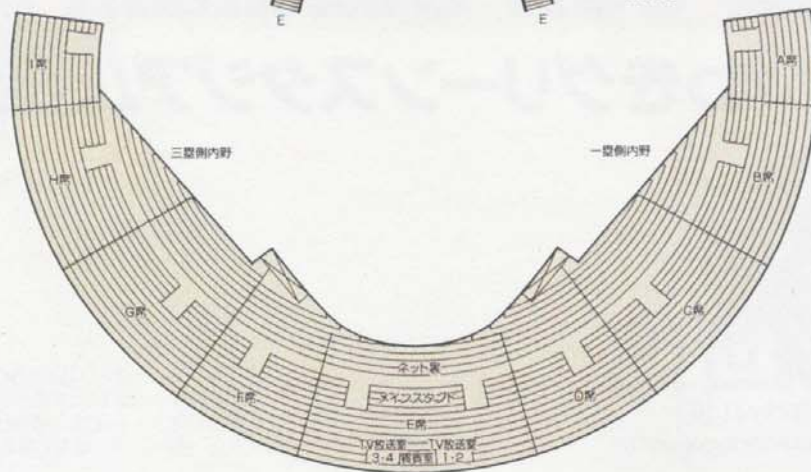
- 施設案内
- グラウンド
  - ダッグアウト
  - 屋内練習場
  - 選手用更衣室
  - 会議室1・2・3
  - 審判員室
  - カメラマン席
  - 本部室
  - 事務局
  - 役員控室
  - 予備室1・2
  - ブルベン
  - グラウンドキーパー席
  - 素振り室
  - 選手用控室
  - 身障者席
  - 審判控室
  - 記者室
  - 放送室
  - 応接室
  - 医務室
  - 警備員室

# 2F ●メインスタンド



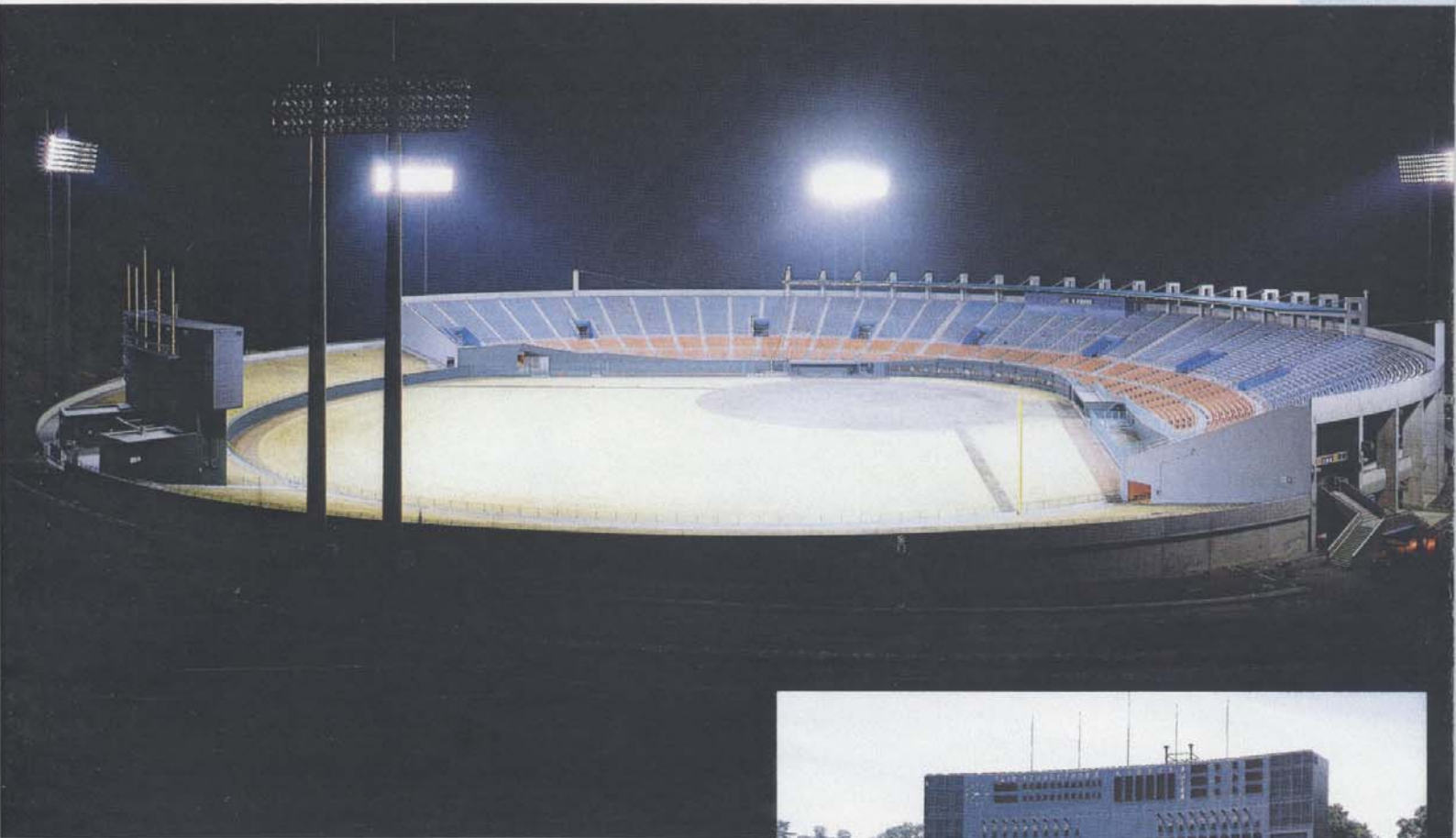
- 施設案内
- メインスタンド
  - 外野スタンド
  - スコアボード
  - 休憩コーナー
  - 売店
  - WC

# 3F ●スタンド・コンコース

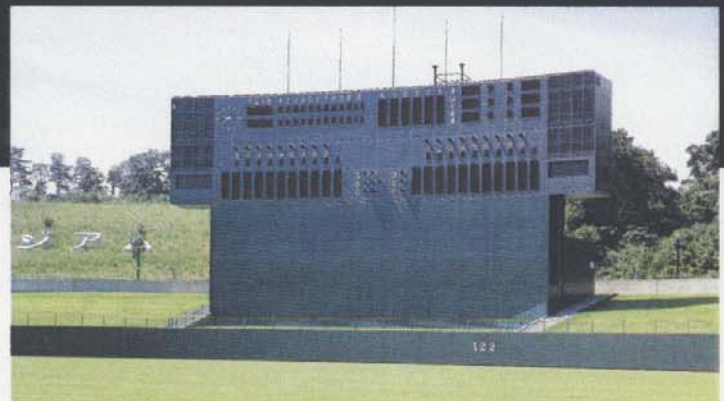


- 施設案内
- メインスタンド
  - 貴賓室
  - TV放送室1・2・3・4

# Iwaki Green Stadium



●ナイター設備



●スコアボード



●ブルペン



●ダッグアウト



●屋内練習場

## ■施設概要

- 1.位 置／いわき市常磐湯本町上浅貝110-33
- 2.敷地面積／約4.2ha
- 3.総工費／約60億円  
(夜間照明6基9億円含む)
- 4.収容人員／30,000人(内野固定席14,240人・外野芝生席15,760人)
- 5.規 模／平面形状円形(直径192m)、  
グランド面積:14,190㎡  
(中堅122m、両翼100m、本塁後方19.5m)  
(内野:クレー舗装、外野:高麗芝張り)  
球場方位:北北東、  
メインスタンド建築面積:8,582.83㎡、  
メインスタンド延床面積:16,100.92㎡、  
メインスタンド最高高さ:19.7m、  
メインスタンド階数:地上3階、  
メインスタンド構造:鉄筋コンクリート造  
(一部プレキャストコンクリート造)杭と直接基礎併用
- 6.諸 室／本部室、記者室、放送室、記録室、ロッカー室  
(35人用2ヶ所)、控室(2ヶ所)、審判員室、審判員控室、医務室、会議室(3ヶ所)、事務室、  
応接室、貴賓室、身障者室、テレビ・ラジオ放送室(4ヶ所)、屋内練習場(2ヶ所)など
- 7.電光表示器／高輝度放電管方式(33m×8.5m)、バックスクリーン(26.5m×11.5m)
- 8.夜間照明／6基9億円、鋼管2本並列構造H=37.5m、  
内野平均照度:2,000ルクス、外野平均照度:  
1,500ルクス
- 9.竣 工／建物本体平成6年8月、夜間照明平成7年1月
- 10.供用開始／平成7年4月
- 11.利用種別／硬式野球、軟式野球
- 12.駐 車 場／第1駐車場・650台、第2駐車場・400台、  
第3駐車場・300台、臨時駐車場・500台
- 13.使用料／別紙



●本部室



●青霞室



●放送室



●審判控室



●ロッカー室



# Iwaki プロ野球公式戦が可能な野球場 Green Stadium



## いわきグリーンスタジアム

周囲の景観にマッチさせた外周円形の野球場は、プロ野球の公式戦が可能な施設で、各種イベント会場としても利用されます。

### ■21世紀の森公園

「21世紀の森」の良好な自然環境の下で、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、また広域的なふれあい拠点として活用を図るため、野球場、球技場、その他施設の整備を進める区域です。

### ■事業概要

公園種別:総合公園、公園面積:89.2ヘクタール、事業期間(第1期)平成元年度から平成7年度。主な施設(第1期)野球場、球技場、多目的広場(芝生広場・球技場等のサブグラウンド)など。

# バリエーション豊かな くつろぎとリフレッシュの公園 21世紀の森公園。

21世紀の森公園は、いわき市の主要な市街地である平、内郷、常磐、小名浜、いわきニュータウンなどに囲まれた丘陵地帯に位置する。当核丘陵地は、市の中央部にあることから、その緑豊かな自然を種力保全するために、市は、21世紀の森整備構想を策定し、計画的な土地利用を推進している。21世紀の森公園は、この21世紀の森整備構想の主要な事業の一つであり21世紀の森整備構想で導入を計画している機能のうち、各種スポーツ、レクリエーションを展開するための機能を担うものであり、整備にあたっては、国体関連施設整備であるスポーツゾーンの整備を第1期事業として展開し、国体以降は、第2期事業として市民が気軽に利用できるレクリエーション施設を中心とした施設整備を図る計画である。

■事業計画図



■交通のご案内

- お車=常磐自動車道・いわき中央I.C.より……約12分  
いわき湯本I.C.より……約15分
- JR常磐線「いわき駅」より……約18分
- 「湯本駅」より……約5分



## 21世紀の森公園

(財)いわき市公園緑地観光公社

いわき市常磐湯本町上浅貝110-33 TEL0246-43-0033

# いわきグリーンスタジアム 施設利用案内

## 有料施設利用について

休館日／火曜日と12月29日～1月3日(火曜日が祝祭日の場合は、その翌日になります。)

使用時間／午前9時～午後5時(4月から10月までは午後9時まで使用できます。)

### ❖ 受付 ❖

#### ＜受付の日時＞

1. 受付は、「使用希望日の3ヵ月前」から行います。
2. 年末年始で受付ができない場合は、その「翌日」とします。
3. 受付時間は、「午前8時30分～午後5時」までです。
4. 申し込みの受付は、先着順に定められた「申請書」を窓口で收受して行います。午前8時30分前に2人以上で希望日が重複した場合は、抽選とします。
5. 電話・FAX・郵便等での予約はできませんが、空き日の「問い合わせ」等には、お応えいたします。

#### ＜受付の場所＞

〒972-8321 いわき市常磐湯本町上浅貝110-33 いわきグリーンスタジアム内

(財)いわき市公園緑地観光公社 TEL 0246(43)0033 FAX 0246(43)1401

### ❖ 使用許可と使用料 ❖

#### ＜使用許可＞

原則として使用料納入時に、「許可書」の発行をもって行います。  
使用許可を受けた後は、使用日及び使用時間等の変更はできませんのでご注意ください。

#### ＜使用料＞

使用申し込み時に受付にて現金で納入してください。なお、使用料は、原則として返還いたしません。

### ❖ 使用上の注意 ❖

1. 団体使用に限ります。
2. 原則として「ユニホーム」「スパイク」を着用してください。
3. 使用に際しては、グリーンスタジアム窓口に「許可書」を提示してください。
4. 使用時間については、準備、後片付けの時間を含めて申請してください。
5. 使用後の清掃については、グラウンドの整備、施設及びその周辺を含め使用者が責任を持って行ってください。
6. 指定された場所以外では、スパイクは着用しないでください。

### ❖ 禁止されています ❖

■他の利用者の「迷惑となるような行為」は、すべて禁止しています。

1. 指定された場所以外のところに車両を乗り入れ、又は駐車しないでください。
2. 物をこわしたり、汚したりしないでください。
3. 植物を取ったり、傷つけないでください。
4. はり紙、はり札、その他広告物は表示しないでください。
5. 立ち入り禁止区域内に立ち入らないでください。
6. ゴミは持ち帰ってください。
7. ゴルフの練習はしないでください。
8. 拡声器、ラジオ等で著しい騒音を出さないでください。
9. 飲食はスタンドで行ってください。グラウンド内及びダッグアウトでは行わないでください。

## 1. いわきグリーンスタジアム使用料

使用区分			金額				
			①	午前9時から 午後6時まで		②	午後6時から 午後9時まで
入し 場 料 を と 徴 収 す	アマチュアス ポーツを目的 とする行事で ある場合	一 般	平 日	1時間につき	2,320円	1時間につき	2,900円
			日曜日等	1時間につき	2,900円	1時間につき	3,630円
		高校生以下 (高専校生を含む)	平 日	1時間につき	1,160円	1時間につき	1,450円
			日曜日等	1時間につき	1,450円	1時間につき	1,810円
	その他の行事である場合		平 日	1時間につき	11,620円	1時間につき	14,520円
			日曜日等	1時間につき	14,520円	1時間につき	18,150円
入 す 場 料 を と 徴 収 す	アマチュアス ポーツを目的 とする行事で ある場合	一 般	平 日	最高入場料の200人分に相当する額			
			日曜日等	最高入場料の250人分に相当する額			
		高校生以下 (高専校生を含む)	平 日	1時間につき	5,810円	1時間につき	7,260円
			日曜日等	1時間につき	7,260円	1時間につき	9,070円
	その他の行事である場合		平 日	最高入場料の300人分に相当する額			
			日曜日等	最高入場料の400人分に相当する額			

- 備考 1. 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
2. 午後9時以降の使用に係る使用料の額は、B欄に掲げる額とする。
3. 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

## 2. 附属設備使用料

設備区分			単 位	金額	
				アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	その他の行事である場合
夜間照明設備	全灯を使用する場合	1時間	30,580円	152,910円	
	2分の1灯を使用する場合	1時間	15,290円	30,580円	
	4分の1灯を使用する場合	1時間	7,640円	15,290円	
スコアボード		1時間	1,050円	5,250円	
放送設備		1時間	520円	1,050円	
中継放送設備		1日	10,220円	51,130円	
会議室		1室1時間	520円	1,050円	
温水シャワー		1室1時間	1,570円	3,150円	
ピッチングマシン		1機1時間	520円	1,050円	
屋内練習場		1面1時間	1,050円	2,100円	

- 備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。